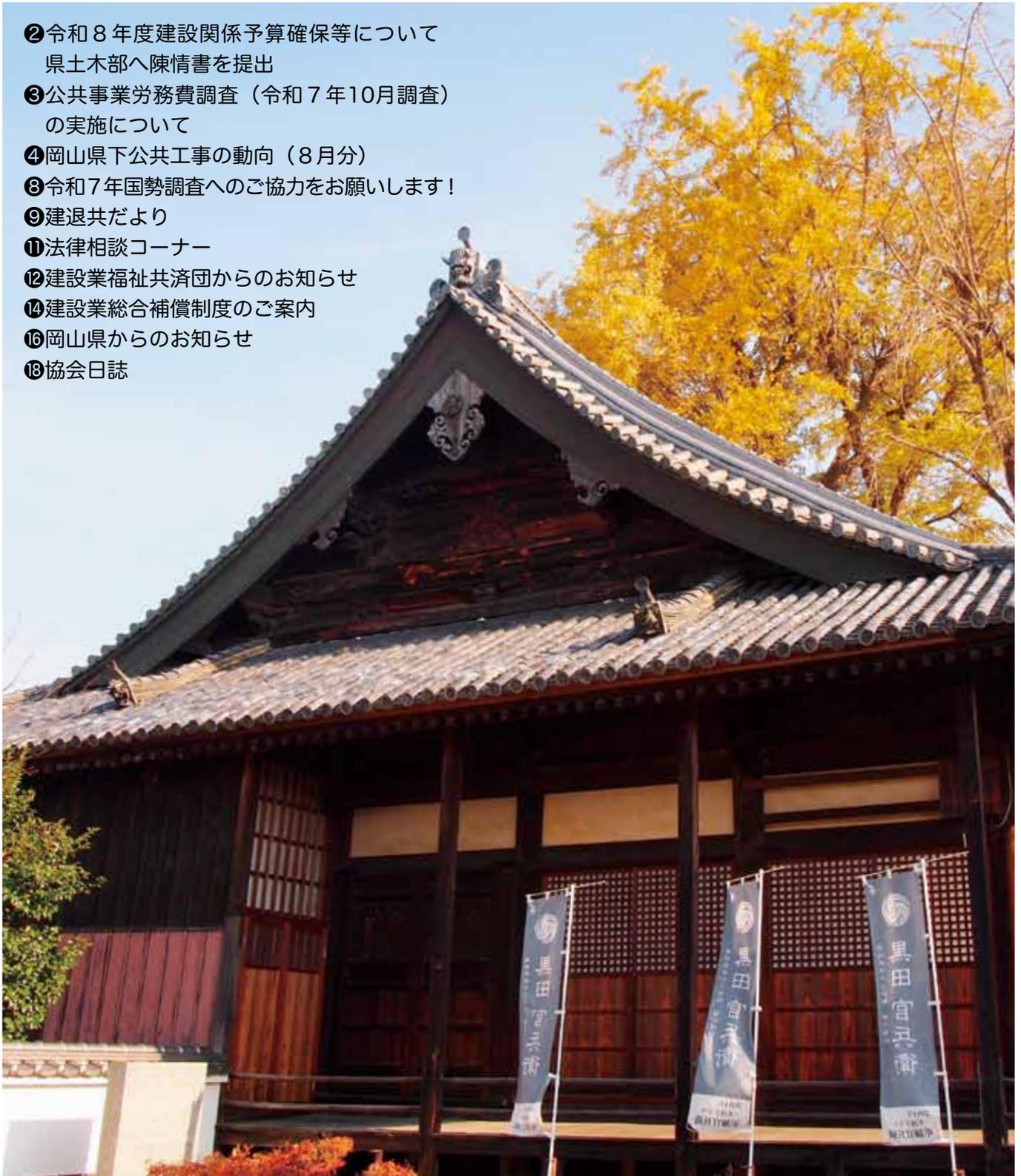


Okakenkyo News Letter

2025
9月
865号

岡山県建設業協会 **会報**

- ② 令和8年度建設関係予算確保等について
県土木部へ陳情書を提出
- ③ 公共事業労務費調査（令和7年10月調査）
の実施について
- ④ 岡山県下公共工事の動向（8月分）
- ⑧ 令和7年国勢調査へのご協力をお願いします！
- ⑨ 建退共だより
- ⑪ 法律相談コーナー
- ⑫ 建設業福祉共済団からのお知らせ
- ⑭ 建設業総合補償制度のご案内
- ⑯ 岡山県からのお知らせ
- ⑰ 協会日誌



妙興寺[瀬戸内市] (提供：岡山県観光連盟)

令和8年度建設関係予算確保等について 県土木部へ陳情書を提出

8月29日（金）岡山県の来年度予算編成にあたり建設関係予算の確保等を求めて、陳情書を提出しました。

岡山県土木部長への陳情内容は当協会ホームページの「会員専用ページ」に掲載しておりますのでご覧ください。



公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の 実施について

国土交通省

このたび、国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）から全建を通して下記のとおり今年度の公共事業労務費調査について協力依頼がありました。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、例年10月に施行中の公共工事を対象として厳正に実施されているものです。令和5年度から、「オンライン調査」が本格運用されており、今年度も、昨年度同様に「オンライン調査」と「書面調査」との双方の対応が可能であるとともに、一部、調査対象企業が希望する場合には「対面調査」も可能とする形式となっております。調査対象工事に選定された際には、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

国官参建第27号
令和7年6月30日

（一社）全国建設業協会会長 殿

（公共事業労務費調査連絡協議会事務局）
国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）
（公 印 省 略）

公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の実施について

農林水産省及び国土交通省が実施する公共事業労務費調査につきましては、毎回ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、公共工事設計労務単価を決定するため、関係各位のご協力のもと、例年、10月に施工中の公共工事を対象として厳正に実施されております。

また、令和5年度からより効率的な調査とするべく、調査票等の提出・管理・審査をシステム上で行うオンライン調査を本格運用しているところです。なお、今年度も昨年度同様、オンライン調査と書面調査の双方を基本とし、調査対象企業が希望する場合には対面調査も可能とする形式といたします。

貴職におかれましては、従前より回答数の少ない職種の単価設定や、有資格者に見合った単価設定につながるよう調査の精度、透明性の向上に配慮し、別添の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。加えて、貴団体の各会員に対しても周知方よろしくお願いいたします。

詳細は、当会ホームページの7月4日付お知らせに掲載しておりますので、ご覧ください。

岡山県下公共工事の動向 〈8月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

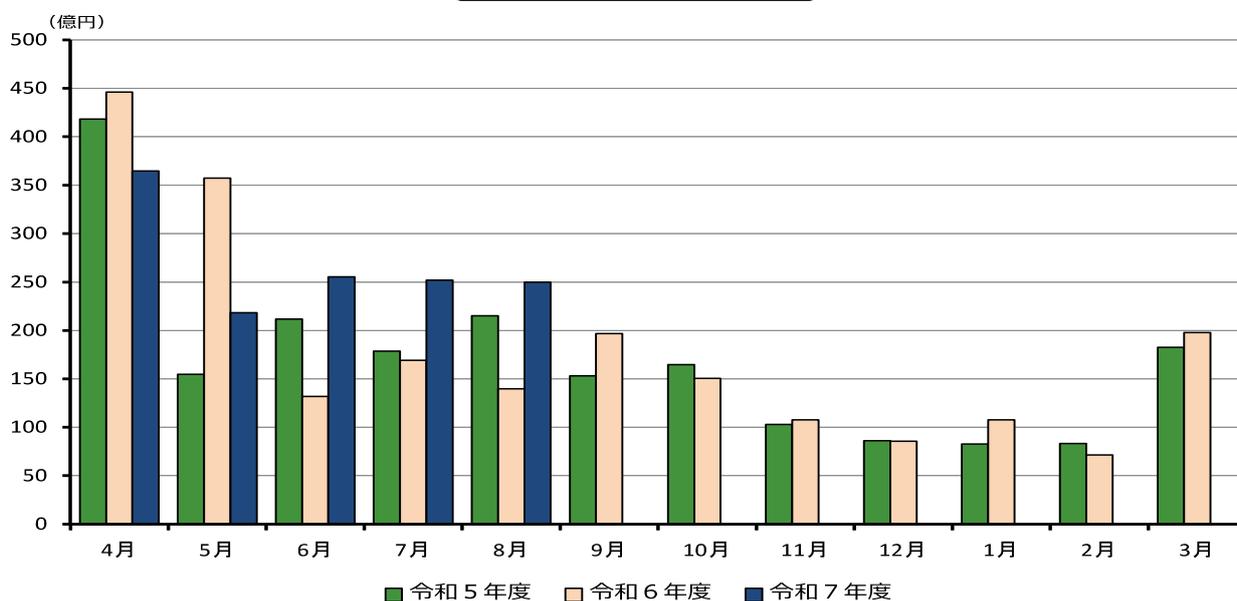
I. 単月（令和7年8月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
国	15	2,992	▲1	1,138	▲6.2%	61.4%
発注者別 独立行政法人等	3	93	▲3	▲955	▲50.0%	▲91.1%
岡山県	116	2,914	▲44	▲1,089	▲27.5%	▲27.2%
市町村	178	18,328	▲17	11,262	▲8.7%	159.4%
その他公共的団体	5	652	4	645	400.0%	8757.0%
合計	317	24,981	▲61	11,001	▲16.1%	78.7%
令和6年度	378	13,980	▲11	▲7,533	▲2.8%	▲35.0%
令和5年度	389	21,513	4	6,311	1.0%	41.5%
令和4年度	385	15,202	▲30	999	▲7.2%	7.0%
令和3年度	415	14,203	26	▲1,256	6.7%	▲8.1%

月別請負金額の推移



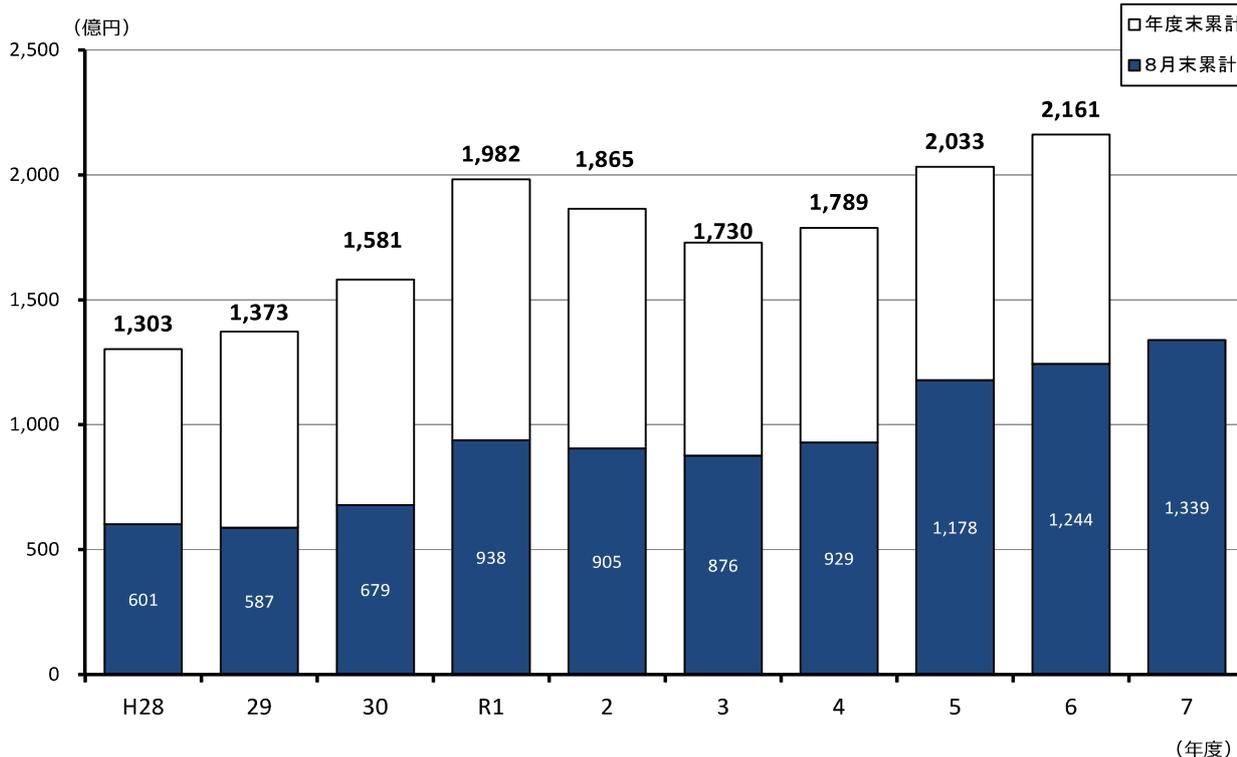
Ⅱ. 累計（令和7年4月～令和7年8月）

1. 全般の状況

（金額単位：百万円）

	件数	請負金額	増減		増減率		
			件数	請負金額	件数	請負金額	
発注者別	国	101	14,792	20	3,699	24.7%	33.4%
	独立行政法人等	38	18,527	2	4,839	5.6%	35.4%
	岡山県	612	17,047	1	▲369	0.2%	▲2.1%
	市町村	873	66,713	▲12	▲8,562	▲1.4%	▲11.4%
	その他公共的団体	17	16,884	▲1	9,925	▲5.6%	142.6%
合計	1,641	133,964	10	9,532	0.6%	7.7%	
令和6年度	1,631	124,431	▲27	6,573	▲1.6%	5.6%	
令和5年度	1,658	117,858	83	24,932	5.3%	26.8%	
令和4年度	1,575	92,926	▲53	5,318	▲3.3%	6.1%	
令和3年度	1,628	87,608	▲32	▲2,953	▲1.9%	▲3.3%	

年度別請負金額の推移



2. 地区別・発注者別請負金額の状況

(金額単位：百万円)

地区	請負金額	増減額	増減率	発注者	請負金額	増減額	増減率
岡山地区	58,804	10,738	22.3%	国	7,440	1,901	34.3%
				独法等	3,285	▲174	▲5.0%
				岡山県	5,122	▲1,210	▲19.1%
				市町村	37,554	6,205	19.8%
				その他	5,401	4,016	290.0%
東備地区	3,539	▲2,074	▲37.0%	国	385	74	24.0%
				独法等	1,751	▲1,071	▲38.0%
				岡山県	862	▲220	▲20.4%
				市町村	539	▲857	▲61.4%
				その他	0	0	-
倉敷地区	24,537	▲5,040	▲17.0%	国	2,748	618	29.0%
				独法等	1,790	1,790	<
				岡山県	2,670	37	1.4%
				市町村	16,377	▲7,205	▲30.6%
				その他	950	▲280	▲22.8%
井笠地区	19,446	6,801	53.8%	国	3,125	750	31.6%
				独法等	710	▲520	▲42.3%
				岡山県	1,380	224	19.5%
				市町村	4,181	537	14.8%
				その他	10,048	5,808	137.0%
高梁地区	1,104	▲3,280	▲74.8%	国	144	125	673.1%
				独法等	0	▲303	-
				岡山県	398	▲140	▲26.0%
				市町村	560	▲2,962	▲84.1%
				その他	0	0	-
新見地区	3,881	1,456	60.0%	国	69	▲17	▲20.3%
				独法等	1,679	1,407	517.8%
				岡山県	1,042	270	35.1%
				市町村	1,058	▲236	▲18.3%
				その他	32	32	<
真庭地区	9,992	1,359	15.7%	国	24	▲4	▲15.4%
				独法等	6,947	2,150	44.8%
				岡山県	1,554	▲48	▲3.0%
				市町村	1,465	▲737	▲33.5%
				その他	0	0	-
津山地区	7,457	▲1,333	▲15.2%	国	643	255	65.6%
				独法等	372	▲427	▲53.4%
				岡山県	2,164	▲176	▲7.5%
				市町村	3,824	▲1,333	▲25.9%
				その他	451	349	339.9%
勝英地区	5,200	905	21.1%	国	208	▲4	▲2.0%
				独法等	1,989	1,989	<
				岡山県	1,851	892	93.1%
				市町村	1,150	▲1,972	▲63.2%
				その他	0	0	-
合計	133,964	9,532	7.7%	国	14,792	3,699	33.4%
				独法等	18,527	4,839	35.4%
				岡山県	17,047	▲369	▲2.1%
				市町村	66,713	▲8,562	▲11.4%
				その他	16,884	9,925	142.6%

※各地区は、工事場所により区分しております。

【岡山地区】岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町

【倉敷地区】倉敷市、総社市、早島町

【高梁地区】高梁市

【真庭地区】真庭市、新庄村

【勝英地区】美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

【東備地区】備前市、赤磐市、和気町

【井笠地区】笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町

【新見地区】新見市

【津山地区】津山市、鏡野町、久米南町、美咲町

3. 資本金階層別の状況

(金額単位：百万円)

資本金	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
中小	1,506	61,207	▲2	3,511	▲0.1%	6.1%
大手	94	28,797	10	13,370	11.9%	86.7%
共同企業体	41	43,960	2	▲7,349	5.1%	▲14.3%
合計	1,641	133,964	10	9,532	0.6%	7.7%

※「中小」は、資本金3億円未満（個人含）

4. 工種別の状況

(金額単位：百万円)

工種	件数	請負金額	増減		増減率	
			件数	請負金額	件数	請負金額
土木	992	56,394	10	9,554	1.0%	20.4%
建築	163	38,810	▲34	▲12,199	▲17.3%	▲23.9%
電気	104	13,063	24	5,506	30.0%	72.9%
管	63	9,931	▲4	946	▲6.0%	10.5%
測量・調査・設計	242	2,984	10	115	4.3%	4.0%
その他	77	12,779	4	5,609	5.5%	78.2%
合計	1,641	133,964	10	9,532	0.6%	7.7%

(令和7年国勢調査へのご協力をお願いします!)

いざ、国勢調査!



インターネットで
かんたん便利に!

ポケも対象?!



5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査 2025



調査期日

10.1 水

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



! 国勢調査をよそおった詐欺(さぎ)や不審な調査にご注意ください。



総務省統計局・都道府県・市区町村

(建退共だより)

建設業事業主の方へ

従業員を
守れる会社が
これから、きっと強くなる!

建設現場労働者のための退職金制度

建退共

K E N T A I K Y O

建設業退職金共済制度は、
建設業界の人と企業の未来を見据え、国がつくった退職金制度です。

掛金は損金扱い!
新規加入で一部免除

電子ポイント方式なら
手続きもカンタン!

一人親方も
任意組合で加入できる!



詳しい情報はこちら ▶

建退共



<https://www.kentaikyoo.taisyokukin.go.jp/>



建退共
建設業退職金共済制度

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL.03-6731-2866

建退共加入で優良企業として魅力を高められます

建退共制度は、建設現場で働く方々のために、国が作った退職金制度です。

事業主の方が、現場で働く労働者の働いた日数に応じて掛金を充当することで、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金が支払われます。

この業界全体で運用する退職金制度を利用することで労働環境として貴社の魅力が高まり、優良な人材確保につながります。



建退共制度 6つの特長

1 国の制度で安全確実

退職金は国で定められた基準により計算。申請などの手続きはとても簡単です。

2 退職金は企業間で通算

建退共加入企業であれば、勤め先が変わっても、退職金を引き継ぐことができます。

3 掛金が一部免除

新規加入者については、国が掛金の一部を補助（初回交付の共済手帳の50日分）します。

4 掛金は損金扱い

事業主が払い込む掛金は、損金（法人企業）、必要経費（個人事業主）として全額算入できます。

5 経営事項審査で加点

公共工事入札の経営事項審査で、建退共制度に加入し適切に履行している事業主は加点評価されます。

6 オンラインで手続き簡単

掛金の納付はオンラインで手続き可能。業務負担の軽減と、掛金納付実態の透明化が図れます。

一人親方でも加入できるの？

建設業を営んでいればOK。一人親方の場合は、複数の一人親方が集まってつくる任意組合として加入できます。



任意組合とは

一人親方（一人親方とともに働く技術習得中の方も含まれます）が集まって任意組合をつくり、当機構が規約や技能について認定したとき、その任意組合を事業主とみなし、個々の親方などはその事業主である任意組合に雇われる労働者とみなすことにより、制度が適用されます。

建退共
建設業退職金共済制度

詳しい情報はこちら ▶

建退共



<https://www.kentaikyo.taisvokukin.go.jp/>



(2025.7)

第183回 下請、孫請の交通事故と使用者責任

●相談内容●

当社が注文を受けた工事について、個人事業主に下請として業務を委託し、その下請が、別の個人事業主を孫請として業務委託しました。そして、業務のために当社が所有している自動車を、孫請の個人事業主に貸していたところ、その個人事業主が事故を起こしてしまいました。当社が損害賠償責任を負うことはあるでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

使用者責任とは

元請が責任を負うのは、使用者責任が認められる場合が該当します。使用者責任は「他人を使用する」場合において、当該「被用者が事業の執行について」第三者に損害を与えた場合に成立します。

最たる例は、業務中に会社の従業員が第三者に対して損害を与えたケースです。このような責任が法律上認められている理由は①他人を使用して利益(プラス)を得ている以上、発生する損失(マイナス)も負担すべきである、②事業活動は危険を伴うところ、危険が現実化した場合には、危険をコントロールする立場にある者が責任を負うべきであると考えられているからです。

法律上、使用者が相当の注意を尽くした場合には免責されることになっていますが、実務上認められるケースは限りなく少ないです。

従業員以外との関係で使用者責任が認められるケース

使用者責任が認められる要件は被用使用関係が認められることであり、何も自社の従業員との関係に限ることはありません。例えば、他社の従業員が自社の業務の応援に来ている場合についても使用者責任の対象となります。

とはいえ「業務の執行について」行われていることが要件となっているため、冒頭の事例の場合は、単に自動車を貸していた事実だけで使用者責任が認められるわけではありません。業務時間中の運転はもちろんのこと、通退勤の運転といった際には、使用者責任が認められる可能性が非常に高いといえます。

交通事故の特殊性

交通事故による生命身体に対する賠償責任については、自賠法により運行供用者責任を負うこととなります。つまり、自動車を管理している者(≒所有者)が賠償責任を負うこととなっています。これは、使用者責任とは別の責任であるため、使用者責任に該当しない場合でも、運行供用者責任は認められるというケースはあり得ます。

元請として求められること

事業を拡大する以上、それ相応のリスクを負うこととなりますし、具体的に第三者に損害を与えてしまった場合には事業主として適正な賠償に応じなくてはなりません。

一方、事前に損害発生を防止するための方策をとることも必要です。自動車の管理規定の設置、交通法規の周知、順守の徹底を行いましょ。そして、万が一に備えて自動車保険をかけておくことが必要です。

さらに新しくなった！ 建設共済保険制度の 10 のポイント！

公益財団法人 建設業福祉共済団

ポイント1 掛金の安さと手厚い補償 (最高5,000万円)

国の労災保険で障害8級～14級までは被災者に応分の補償がなされていることを前提に、建設共済保険は上乘せ補償を死亡と重度の障害(1級～7級)に絞り、安い掛金で手厚い補償(保険金区分5,000万円～1,000万円)を実現しています。

年間完成工事高契約の掛金はJ・V工事や海外工事の売上を控除して算定します。

21年ぶりに5,000万円を新設しました。令和6年度に加入数は1,000社に達しています。

新規契約時から無事故割引率(年間完成工事高に応じて70%～12%)が適用されます。

ポイント2 割戻金で掛金がさらに安く

保険事業の決算で剰余金が生じた場合、令和4年度からスタートした「契約者割戻金」により3年平均して還元されることで、掛金の実質負担がさらに軽減されます。

また、令和5年度分が16.46%(※)の割戻率で割戻金が支払われたのに続き、令和6年度の割戻率は28.52%となりました。令和7年度、8年度まで割戻金が支払われることも確定しています。 ※ 契約者割戻基準保険料に対する割戻率 [参考] 令和4年度実績：20.53%

ポイント3 当財団の保険と労災給付や見舞金等との関係

①障害8級以下は国の障害給付で、②国の療養給付でカバーされない入院・通院費の日額相当額は障害給付の特別支給金で、③休業している期間についても国の休業給付で、④国から補償がなされるまでの間は見舞金や立替払いでつなぐなどで、対応可能となっています。

ポイント4 保険金は速やかにご契約者に

保険金は半分が被災者補償、半分が諸費用補償としてご契約者へ速やかに支払われます。

特に当財団の最大の特長である諸費用補償保険金は、被災者に対する追加的補償のほか、企業防衛のためにご契約者が負担する諸費用にもご使用いただけます。下請の事故も補償されます。

ポイント5 「まずはさらにもう一つ1,000万円」共済団の安い掛金で

「まずは1,000万円さらに1,000万円もう一つ1,000万円」の保険金区分1,000万円プラス運動2.0を念頭にご検討いただく際には、関係請負事業所から被災者に支払われた金額が平均2,782万円（令和に入って直近の5年間では3,021万円）であることもご参考の上、保険金区分を適宜ご選択ください。現在ご加入の保険から移行するか、その契約に重ねて建設共済保険に加入する併用加入が、諸費用補償や当財団の多様なサービスを受けることができお勧めです。

ポイント6 現場に役立つ労働安全衛生推進事業

1. 安全衛生用品の頒布

契約者の年間の掛金に応じて安全衛生用品が毎年送付されます。

2. 女性の就労環境向上のための助成

女性専用トイレ・専用更衣室の導入費用をそれぞれ最大10万円まで助成しています。

ポイント7 被災者の子供に返済不要の奨学金

当財団から保険金の支払いのあった被災者(死亡、障害・傷病1級～3級)のお子さんに対して要保育期間及び小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を給付しています。

令和6年4月から支給額を17年ぶりに改定して増額しました。

ポイント8 すべての企業が参画できる当財団の建協支援賛助金

主力である建設共済保険の加入はもとより、共済の精神に立脚して、企業規模にかかわらず、すべての企業が当財団の制度に参画できる環境を整備しています。若者に夢と希望を与える担い手確保・育成情報発信活動のための戦略的広報に建協支援賛助金を役立てることもできます。

ポイント9 会員・会員外を問わず同様の保険サービスを提供

都道府県建設業協会の会員外企業はご契約者の半数以上を占め、会員企業と同様のサービスが提供されています。当財団が開催する説明会・相談会にも無料で参加できます。電話での相談はもちろん、リモートによる相談にも対応します。

ポイント10 営利を目的としない公益法人の保険

当財団は内閣府の認定を得た公益財団法人であり、営利を目的としておりません。

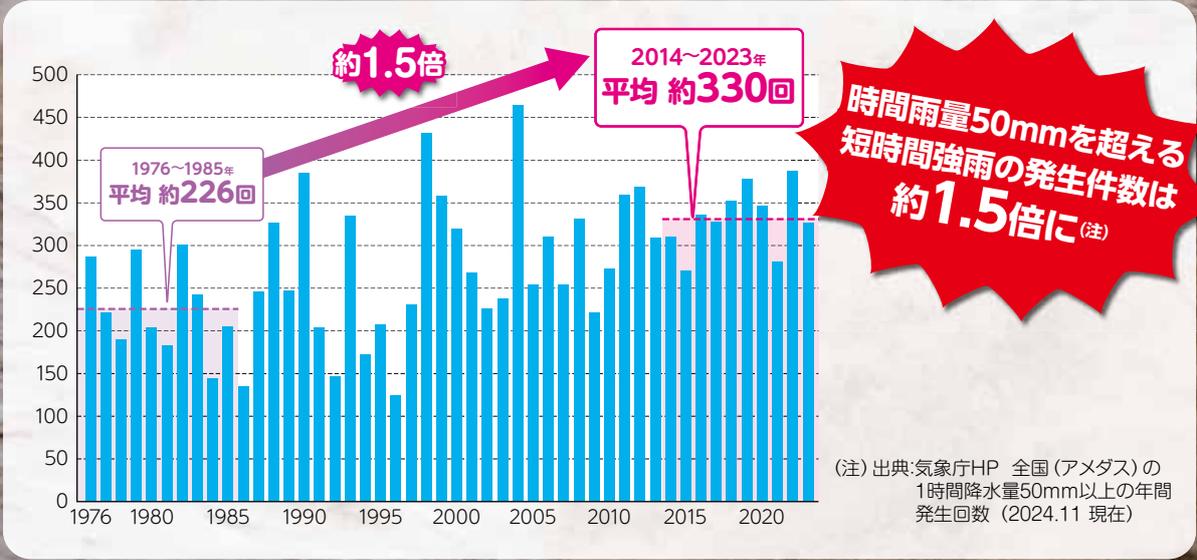
剰余金(保険事業で生じた利益)はすべてご契約者に還元するとともに、主に都道府県建設業協会に対して地震等の見舞金や義援金を拠出しています。

当財団は「契約者と業界の発展のために」を基本目標に55年以上安心をお届けしています。

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への 備えは十分ですか?

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



建設業総合補償制度で 水災事故もしっかり補償!



本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊された

1321万3776円

強雨・雹により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れ、復旧費用が発生(警備の人員補強経費を含む)

1192万3662円

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

786万4500円

建設工事・組立工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

192万8240円

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

488万9602円

支払限度額・免責金額

充実の補償内容

土木工事保険

1工事あたりの
支払限度額

1事故かつ1工事期間中につき

2,000万円もしくは
各工事の保険金額(=請負金額)のいずれか低い額

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) 盗難の場合:**10万円**

(3) (1) (2) 以外の事故による場合:**100万円**または**150万円**

*100万円か150万円のいずれかを加入時にご選択いただけます。



組立保険
建設工事保険

1事故あたりの
支払限度額

各工事の保険金額(=請負金額)

(注) 工具は、保険期間中100万円まで。(建設工事保険のみ補償)

1事故あたりの
免責金額(自己負担額)

(1) 火災、落雷、破裂・爆発の場合:**0円**

(2) (1) 以外の事故による場合:**10万円**



建設業総合補償制度に未加入の皆様、また第三者賠償補償のみご加入の皆様は、この機会に工事補償へのご加入を検討してみませんか?第三者賠償補償とセットで加入すれば、工事補償の保険料が**10%割引**となります。ご相談、お見積りはお気軽にお問合わせください。

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4133

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル4階

086-225-0835

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

B25-900116 承認年月:2025年4月

(岡山県からのお知らせ)

秋の交通安全県民運動

運動期間 令和7年 9月21日(日)~30日(火)



交通ルール
守って笑顔
晴れの国



9月30日(火)は交通事故死 **ゼロ** を目指す日です!

全国共通の重点

- ① 歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進
- ② ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

岡山県の重点

- ① 横断歩行者優先の徹底
- ② 運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底
- ③ スピードダウンの励行
- ④ 自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

岡山県・岡山県交通安全対策協議会・(一財)岡山県交通安全協会

秋の交通安全県民運動

交通事故死ゼロを目指す日 **9月30日** 火



あんぜんごちゃーり!
 (一財)岡山県交通安全協会
 マスコットキャラクター
 「うちゅーい」

重点1

歩行者の安全な道路横断方法等の実践と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

- 横断歩道を渡る、信号機があるところではその信号に従うなど、**交通ルール**を守りましょう。
- 高齢者は体力や反射神経などの体の変化を認識して、**無理な横断等はやめ**ましょう。
- 夕暮れ時以降は歩行者の姿が運転者などから認識しにくくなります。外出するときには**明るい目立つ色の服装と反射材**を活用しましょう。



重点2

ながらスマホや飲酒運転等の根絶と夕暮れ時の早めのライト点灯やハイビームの活用促進

- 運転中の携帯電話等による通話や画面注視など、**ながら運転**はやめましょう。
- 自転車を含め、車両運転中の**飲酒運転**は、**重大事故につながる危険な行為**です。一人ひとりが「絶対にしない、させない」という強い気持ちで根絶しましょう。
- 夕暮れ時以降は早めの**ライト点灯**!夜間は**ハイビーム活用!**夜間帯は**速度を落とし**、ハイビームとロービームの切り替えをこまめに行いましょう。

重点3

自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 自転車安全利用五則**を守りましょう。

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



- 自転車の安全を確保するため**定期的な点検整備**を行いましょう。
- 万が一自転車事故を起こしたときに備え、**損害賠償責任保険等**に加入しましょう。(岡山県では令和6年10月1日から自転車損害賠償責任保険(共済)等への加入義務化)
- 電動キックボード等の**特定小型原動機付自転車**利用時は、交通ルールを守り、**ヘルメット**を着用しましょう。



重点4

横断歩行者優先の徹底

- 横断歩道標識や**ダイヤモンドの先**には、横断歩道があります。
- 横断歩道は**歩行者優先!**横断歩道を渡ろうとしている人や横断している人がいるときは、**車は止まらなければいけません。**
- 歩行者は、手を上げる、運転者にアイコンタクトを送るなど、**運転者に渡ろうとする意思**を伝えましょう。



重点5

運転中のスマートフォン等使用禁止の徹底

- 運転中にスマートフォンや携帯電話を手に持って通話や画面注視をするといった「**ながら運転**」は**違反**です。重大な事故の原因となるためやめましょう。



重点6

スピードダウンの励行

- スピードを落とすことで、**事故を未然に防ぎ**、万が一事故にあったときの**被害を軽減**することができます。
- 危険に備え、生活道路や通学路等における人・車両の交通状況のほか、**道路形状や気象状況**に応じて**速度を落とし**、安全に停止できるようにしましょう。



重点7

自転車の安全利用とヘルメット着用に向けた理解の促進

- 自転車は**車両の仲間**です。歩行者や他の車両に迷惑や危険が及ばないように**交通ルール**を守って**安全に利用**しましょう。
- ヘルメットはあなたの命を守ります。ヘルメット非着用時は、着用時と比べて**事故発生時の致死率が高**なっています。被害を軽減し自身を守るため、**必ずヘルメット**を着用しましょう。



協会日誌

- 7.8.5 正副会長会
- 7.8.6 第9回労務費の基準に関するワーキンググループ（東京）
- 7.8.20 理事会
- 7.8.29 岡山県土木部との意見交換会

とれたて おかやま いただきます!



進めよう!
地産地消
おかやま

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225 - 4131

FAX (086) 225 - 5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp